

# 窓口負担金の 軽減について

平成24年4月より、高額医療費の制度が変わりました

今までは、入院診療費のみ「**限度額認定証**」交付の対象でしたが  
平成24年4月からは、**外来診療費(保険薬局含む)**も対象となります  
「**限度額適用認定証**」をご提示いただきますと、窓口の負担金が  
下記↓自己負担限度額ですみ、**窓口負担金が軽減**されます

区分	自己負担限度額(月額)	医療機関へ ご提示いただくもの
区分ア	<b>252,600円+(総医療費-842,000)X1%</b>	保険証 限度額適用認定証
区分イ	<b>167,400円+(総医療費-558,000)X1%</b>	保険証 限度額適用認定証
区分ウ	<b>80,100円+(総医療費-267,000)X1%</b>	保険証 限度額適用認定証
区分エ	<b>57,600円</b>	保険証 限度額適用認定証
区分オ(低所得者)	<b>35,400円</b> (食事負担金の減額がございます)	保険証 限度額適用認定証・ 食事負担金減額認定証

## 入院の方へ

ご入院中の**歯科診療、食事負担金、個室差額ベッド代・おむつ等**の自費負担は除きます。  
入院と外来は別の取り扱いになります。

## 外来の方へ

**総合病院・クリニック・保険薬局**はそれぞれでの取り扱いになります。  
入院と外来は別の取り扱いになります。

※交付申請は、ご加入されている保険者へお問合せ下さい。

～申請方法や負担金額等のお問合せも、ご加入されている保険へお願い致します～

※患者様のご都合(未提示、保険者より認定されない場合等)により、  
ご利用できない場合もございますので、その際はご了承下さい。

※お支払について、ご不明な点がございましたら窓口までお問い合わせ下さい。